

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年1月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900379号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900044号

第1 結論

昭和54年10月及び同年11月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年10月及び同年11月

私は、納付書が送られてくれば必ず国民年金保険料を納付しており、請求期間の2か月分だけ保険料を納付しないはずはない。

調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の国民年金番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日により、昭和55年7月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、請求者は、納付書が届けば必ず国民年金保険料を納付していたはずであり、請求期間の2か月分だけ納付しないはずはない旨主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続時期から判断すると、オンライン記録で納付済みとなっている昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料は過年度納付されていることが推認でき、同じく、昭和54年度に属する保険料であり、過年度納付が可能な請求期間の保険料を納付していたとしても、特段不自然ではない。

さらに、請求者は、国民年金加入期間について、請求期間を除き、保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900386号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900087号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA研究所B支所(現在は、C法人A研究所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年9月30日から同年10月1日に訂正し、昭和36年9月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和33年4月11日にD法人A研究所に入社し、昭和59年8月に定年退職するまで同社に勤務していた。請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、訂正請求記録の対象者同様、A研究所B支所における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年9月30日に喪失し、同年10月1日にD法人A研究所において同資格を取得している被保険者が複数確認できるところ、当該被保険者の中で雇用保険が確認できた者の当該記録及び複数の者の回答並びにオンライン記録により確認できるA研究所B支所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和36年11月10日)に同資格を喪失し、翌日にD法人A研究所において同資格を取得している者の回答から判断すると、訂正請求記録の

対象者は、請求期間においてA研究所B支所に継続して勤務し（昭和36年10月1日にA研究所B支所からD法人A研究所に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA研究所B支所に係る事業所別被保険者名簿の昭和36年8月の記録から、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和36年9月について、事業主が資格喪失年月日を同年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険出張所は、請求者の昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900391号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900086号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年4月1日から同年2月1日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成20年2月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年2月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、請求者のA社における平成20年4月1日から平成22年7月1日までの期間及び平成27年6月1日から平成28年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年4月から平成22年6月までの標準報酬月額については20万円から30万円、平成27年6月から同年12月までの標準報酬月額については36万円から44万円とする。

平成20年4月から平成22年6月までの期間及び平成27年6月から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る平成20年4月から平成22年6月までの期間及び平成27年6月から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年2月1日から同年4月1日まで
② 平成20年4月1日から平成28年1月1日まで

A社に勤務した請求期間①の厚生年金保険の加入記録が、保険給付の対象とならない記録

(厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。また、同社に勤務した請求期間②の標準報酬月額記録が、給料支払明細書に記載されている給料額より低く記録されている期間があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された請求者に係る給料支払明細書により、請求者は、請求期間①に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額並びに日本年金機構の回答から判断すると、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格取得年月日を平成 20 年 2 月 1 日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の平成 20 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間及び平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間について、A社から提出された給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間及び平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成 20 年 4 月から平成 22 年 6 月までは 30 万円、平成 27 年 6 月から同年 12 月までは 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間及び平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間に係る届出や保険料納付については、資料が見付からないため分からない旨陳述しているが、当該期間について、給料支払明細書において確認できる本来の

報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間及び平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成 22 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 1 日までの期間について、A 社から提出された給料支払明細書により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが認められることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900384号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900045号

第1 結論

昭和57年12月から昭和58年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年12月から昭和58年7月まで

私は、昭和57年12月に厚生年金保険適用事業所を退職後、昭和58年1月に、当時のA市役所で国民健康保険に加入すると同時に国民年金の加入手続を行ったが、請求期間が未加入期間となっている。私の年金手帳の国民年金の記録(1)には、請求期間が加入期間として記載されているにもかかわらず、請求期間が記録上未加入期間となっていることに納得できない。保険料も、市から送付された納付書を使い、金融機関で納付したので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年12月に厚生年金保険適用事業所を退職後、昭和58年1月にA市(現在は、B市)において国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を金融機関で納付書により納付したと主張しているが、オンライン記録によると、請求者は、昭和57年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失し、その後、昭和59年8月15日を国民年金被保険者資格の再取得年月日とする入力処理が昭和60年4月12日に行われていることが確認できることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間とされており、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、請求者の年金手帳の「国民年金の記録(1)」の頁における加入記録欄の3行目には、「昭和57年12月31日から昭和58年8月1日まで」が強制加入被保険者期間である旨記載されており、請求者は、当時のA市の担当者が、これを記載したとして、請求期間は国民年金の加入期間であると主張している。

しかしながら、上記3行目の加入記録欄には、ほかの行の同欄には全て押印されているA市の確認印が押されていない上、当該3行目の「昭和57年12月31日から昭和58年8月1日まで」の加入記録と2行目の「昭和59年8月15日から昭和61年9月1日まで」の加入記録は、

順序が前後したまま記載されているなど、不自然な点がみられ、これらのことについて、B市及び日本年金機構は、いずれも同様の旨回答している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900389号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900046号

第1 結論

昭和61年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年4月から昭和63年3月まで

私は、年金手帳に記載されているように昭和61年4月に国民年金に加入した。当時、私は大学院生であり、A年金事務所だったと思うが、そこに電話で確認したところ、学生なので保険料を納付する必要はないと言われたので、請求期間は国民年金保険料の未納期間ではなく免除期間のはずである。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、年金手帳に初めて被保険者となった日と記載されている昭和61年4月1日に国民年金に加入したとし、請求期間に係る国民年金保険料について、申請免除手続の具体的内容や免除承認通知書を受け取ったことなどは覚えていないものの、請求期間当時は、大学院生であり、学生は保険料を納付する必要があるということを聞いたので、請求期間は、国民年金保険料の申請免除期間のはずである旨主張している。

一方、戸籍の附票により、請求者は、請求期間にB市に居住していることが確認でき、請求期間において、国民年金の加入手続を行うには、住所地を管轄するB市役所で行うこととなる。ところ、当該附票では、請求者は昭和63年9月からA市に居住しており、請求者が保有する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、A市で払い出されたものであることから、当該年金手帳は請求期間以降に請求者に交付されたことがうかがえる。

また、請求者の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として昭和61年4月1日と記載されており、オンライン記録においても、同日が第1号被保険者としての最初の資格取得年月日と記録されているが、その入力処理は、昭和63年11月9日に行われていることが確認できる。

以上のことから判断すると、請求者の国民年金の加入手続は、昭和63年10月から同年11月に初めて行われ、請求者は、昭和61年4月1日に遡って、第1号被保険者資格を取得した

ことが認められるところ、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料に係る免除手続を行うことはできない。

さらに、請求者の陳述及び請求者が保有する学生証によれば、請求期間当時、請求者は大学院生であったことが確認できるところ、当時は、学生が国民年金に加入するか否かは、本人からの任意の申出の有無によるものであり、任意加入対象者には免除制度が適用されない。

なお、請求者の国民年金の第1号被保険者としての資格取得年月日を遡って昭和61年4月1日とした理由について、A市に照会したが、同市は、関係資料がない等のため不明である旨回答している。

そのほか、請求期間について、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。